定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ショーエイコーポレーションと称し、英文では、 SHOEI CORPORATIONと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。
 - (1) プラスチックフィルムの製袋およびその加工販売ならびに輸出入
 - (2) 包装資材の小売業および輸出入
 - (3) 郵便物およびカタログ等の作成(封入、封緘、宛名ラベル作成および区分け等) および発送の包括請負業務
 - (4) 物品の仕分け、検品、包装、梱包、保管および発送の包括請負業務
 - (5) 販売促進用宣伝資材の企画製作および販売
 - (6) 広告、宣伝および販売促進に関する業務ならびに広告代理店業
 - (7) 包装用パッケージの製造および販売
 - (8) 包装・梱包用機械の販売
 - (9) プラスチック製品、原材料の販売および輸出入
 - (10) 医薬部外品、化粧品の製造および販売
 - (11) 食品、飲料品、香料、食品添加物の製造および販売
 - (12) 紙製品、文房具、事務用品、日用品雑貨化粧品の販売
 - (13) 第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)
 - (14) 日用品雑貨、インテリア用品の企画、製造および販売ならびに輸出入
 - (15) 医療機器の製造
 - (16) 園芸用品、園芸用薬品、肥料の製造および販売ならびに輸出入
 - (17) 不動産の管理および賃貸
 - (18) 上記各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会

(3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主はその有する単元未満株式について次の権利以外の権利 を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未 満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求 することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその 他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿 管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の

ほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第 14 条 当会社の株主総会は、本店所在地およびその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (招集権者および議長)
- 第 16 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役 社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるとき、または取締役社長を選定しない場合 は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株 主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 18 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会 社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第 20 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内と する。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 21 条 当会社の取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを 区別して、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。
 - 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 22 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査 等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会に おいて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任 された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である 取締役の任期の満了する時までとする。
 - 5 補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までと する。

(代表取締役)

- 第 23 条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
 - 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 24 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社 長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
 - 3 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役の決議の 目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める取締役会規程による。

(取締役への委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の 決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除 く。)の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、監査等委員会である取締役とそれ以外とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議に

よってその責任を免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行 取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができるものとする。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 32 条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等 委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等 委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に 加わることができない。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該 定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第 37 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。 (剰余金の配当)
- 第38条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配 当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

- 第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過 してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるも のとする。
 - 2 前項の金銭には、利息をつけないものとする。

(附則)

- 1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。